

学科試験における必要なレベル（「詳細な」「一般的な」「概略の」）の定義について

詳細：確実に、かつ、深く知っていなければならない知識の程度

一般的：知っていないと実務に支障が生じる知識の程度

概略：浅く広く常識として知っておかなければならない知識の程度

## Ⅰ キャリアコンサルティングの社会的意義

### § 1. 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解

【学習目標】社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性が増していることに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。

- ①技術革新の急速な進展等様々な社会・経済的な変化に伴い、個人が主体的に自らの希望や適性・能力に応じて、生涯を通じたキャリア形成を行うことの重要性と、そのための支援の必要性が増してきたこと。
- ②個々人のキャリアの多様化や社会的ニーズ、また労働政策上の要請等を背景に、キャリアコンサルタントの活動が期待される領域が多様化していること。

#### 1. 日本のキャリアコンサルティング施策

##### 1.1. 日本のキャリアコンサルティング施策のポイント

近年の技術革新の進展、産業構造の変化、労働者意識の多様化に伴う労働移動の増加、職業能力のミスマッチの拡大等に的確に対応し、雇用のミスマッチを解消するため、今後の職業能力の重点を「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発（キャリア形成）」と、これに資する職業能力評価制度の整備」に置くことが重要とした。

→「労働者の心理相談」そのものは重視されていない。

##### 1.2. キャリアコンサルティング導入の経緯

第7次職業能力開発基本計画の中で、労働市場を有効に機能させるためのインフラストラクチャーとして、キャリア形成の促進のための支援システムの整備が掲げられた。10-17-4

- ① 事業主は「キャリアコンサルティングの機会の確保」（同第10条の3）に努めなければならない。
- ② 公共職業能力開発施設の長は「キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保」（同23条4）に努めなければならない。
- ③ 公共職業安定所は、学校その他の関係者と協力して、「キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与」等のために必要な措置を講ずる（職業安定法第26条2）。

##### 1.3. 第10次職業能力開発基本計画

職業能力開発基本計画は頻出論点。まずは項目をしっかりと押さえる。

##### 職業能力開発基本計画

職業能力開発促進法第5条第1項の規定に基づいて策定された、職業訓練職業能力評価など、職業能力の開発に関する基本となるべき計画。なお、都道府県においても、この基本計画に基づき、都道府県職業能力開発計画の策定に努めることとされている。